

令和5年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和5年4月1日から令和5年6月29日まで)

財 務 部
環 境 部
産 業 観 光 部
選挙管理委員会事務局

令和5（2023）年6月29日提出

郡山市監査委員

5 郡監査第316号
令和 5 (2023)年 6 月 29日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市選挙管理委員会

郡山市監査委員	藤 橋 桂 市
郡山市監査委員	橋 本 勉
郡山市監査委員	久 野 三 男
郡山市監査委員	栗 原 晃

令和 5 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和5年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	1
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4

令和5年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和4年12月1日から令和5年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 財務部

財 政 課	公有資産マネジメント課	熱海温泉事業所	契約検査課
-------	-------------	---------	-------

イ 環境部

環境政策課	東山悠苑	東山霊園管理事務所	3 R 推進課
富久山クリーンセンター	河内クリーンセンター	環境保全センター	

ウ 産業観光部

産業雇用政策課	観 光 課	産 業 創 出 課
---------	-------	-----------

エ 選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

令和5年4月1日から令和5年6月29日まで

(2) 実施場所

監査委員室

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和5年6月29日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

保管限度額及び期限を超えて現金を保管しているものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管限度額及び期限を超えて保管しているものがあった。

また、同条第6項及び同規則第142条の規定により、現金を収納し保管する際は、現金等出納簿を整理しなければならないが、記載誤り等があった。

3 R 推進課 産業雇用政策課

2 支出事務について

(1) 補助金等交付事務

ア 補助金等の交付決定事務に適切でないものがあった。

補助金等の交付決定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第5条の規定及び交付要綱により、交付申請に係る書類等を審査し、その内容が適正であるかどうかを調査した上で、補助金等を交付すべきものと認めた場合に行うが、一部交付要件を満たさないものに補助金等を交付しているものがあった。

産業雇用政策課

イ 申請者の納税状況を確認せず、補助金を交付しているものがあった。

補助金等の交付決定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第5条の規定及び各交付要綱により、交付申請に係る書類等を審査し、その内容が適正であるかどうかを調査した上で、補助金等を交付すべきものと認めた場合に行うが、交付要件である市税等を滞納していないことについて、確認せずに補助金を交付しているものがあった。

観光課 産業創出課

(2) 支出負担行為事務

支出負担行為の種類の区分を誤り、負担金を交付しているものがあった。

支出負担行為をするときは、郡山市財務規則第53条の2第1項の規定により、別表第3(その1)に規定する種類の区分に従って支出負担行為として整理するものであるが、当該区分を誤り、支出負担行為及び支出命令で手続きすべきところ、支出負担行為兼支出命令にて負担金を交付しているものがあった。

観光課

3 契約事務について

(1) 契約締結事務

契約権者に購入請求すべき物品を、課長等が直接購入しているものがあった。

課長等は、事務又は事業の遂行上、物品の購入の必要があるときは、郡山市財産規則第53条第1項の規定により、同条第3項の各号に掲げる物品の購入を除き、契約権者に購入の請求をしなければならないが、購入請求とすべき物品を直接購入しているものがあった。

観光課

(2) 支出負担行為事務

支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあった。

債務負担行為に係る支出負担行為を行うときは、郡山市財務規則第54条第1項の規定により、出納機関（会計課）の確認を受けなければならないが、確認を受けずに契約を締結しているものがあった。

産業雇用政策課